

静岡県教育委員会告示第33号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条の規定に基づき指定技能教育施設の連携科目の指定を告示する。

令和3年12月3日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

1 技能教育のための施設の名称及び所在地

清水学院高等専修学校

静岡県静岡市清水区二の丸町6番51号

2 指定した連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
コンピュータ基礎	情報処理
ビジネス基礎	ビジネス基礎
キャリアデザイン 課題研究	課題研究

3 適用年月日

令和4年4月1日